

日銀ネット端末装置に関する準備事項・留意事項
について

<第1.7版>

(目次)

1. 機器等の準備

2. 端末装置の設定およびセンターとの疎通確認

- (1) アクセス回線の敷設工事（CEルータの設置）前までに実施可能な作業
- (2) アクセス回線の敷設工事（CEルータの設置）完了後に実施する作業

3. その他の準備作業等

- (1) 貸与物品の動作確認（新たに端末認証装置の発行依頼をした場合）
- (2) 準備状況報告書の提出
- (3) ウイルス対策ソフト関連の初回更新

4. 利用開始にあたっての留意事項

- (1) ウイルス対策ソフト関連の定期更新
- (2) アクセス回線に関する留意事項

(別添資料)

- ・別添「日銀ネット端末装置の準備状況報告書」

(機器等の設定に使用する媒体について)

本文中に記載の機器等の設定に使用する媒体のバージョンは、日本銀行ホームページに掲載しています。

お手元の媒体を確認のうえ設定してください。

(掲載場所) 日本銀行ホームページ—業務上の事務連絡—日銀ネット関連—
諸規程・マニュアル類

<<https://www5.boj.or.jp/bojnet/rulesmanuals.htm>>

(掲載箇所) 「日銀ネットを利用するための機器等（端末装置用）」

1. 機器等の準備

日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）のアクセス回線を敷設することに伴い、利用先においては、次に掲げる機器等を当該アクセス回線の敷設工事（CEルータの設置）前までに余裕を持った期間で準備してください。

—— 機器等の障害に備え、予備の機器等を保有しておくなど、十分な備えをさせていただくことをお奨めします。

なお、機器等については、それぞれ日本銀行が指定するスペックやバージョンのものを準備していただく必要があります。詳細については、機器等の準備の都度、日本銀行ホームページに掲載の以下の情報を確認してください。

（掲載場所） 日本銀行ホームページ－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－
諸規程・マニュアル類
<<https://www5.boj.or.jp/bojnet/rulesmanuals.htm>>

（掲載情報） 「日銀ネットを利用するための機器等（端末装置用）」

【日銀ネット端末装置の利用にあたり準備していただく必須機器等】

- ・パソコン
- ・OS・ブラウザソフト
- ・LANケーブル（CEルータ・パソコン接続用）
- ・IDカードリーダー/ライター^{（注1）}
- ・ウイルス対策ソフト^{（注2）}

【日銀ネット端末装置の利用にあたり必要に応じて準備していただく任意機器等】

- ・無停電電源装置（UPS）
- ・プリンタ、プリンタドライバおよび通信ケーブル（プリンタ接続用）
- ・HUB（スイッチングハブ）

（注1） 新たに端末装置を準備する場合、IDカードリーダー/ライターは、メーカーの準備の都合上、早目に購入手続き（利用を開始する日の約2週間前まで）を行う必要がありますので、注意してください。

（注2） 新たに端末装置を準備する場合、ウイルス対策ソフトは、別途、インフォメーション・ディベロプメント社に対して、ライセンスの購入手続き（ライセンス開始日の約1か月前まで）を行う必要がありますので、注意してください。

2. 端末装置の設定およびセンターとの疎通確認

端末装置の設定およびセンターとの疎通確認は、1. の機器等の準備完了後、次のとおり実施してください。

なお、端末装置の設定には、以下に掲げる貸与物品を使用しますので、それぞれ手元に用意のうえ設定を行ってください。

【日本銀行から交付する貸与物品】

- ・「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」（日本銀行から交付済）
- ・「日本銀行金融ネットワークシステム用 I P アドレス通知」
- ・「日銀ネット端末システムウイルス対策ソフト」
—— 新たにライセンス購入手続きを行っている場合に配付されます。なお、端末の設定を行うためには、ウイルス対策ソフトのライセンス開始日が到来している必要があります。

(1) アクセス回線の敷設工事（C E ルータの設置）前までに実施可能な作業

イ. 新たに準備した端末装置

「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」に収録されている Windows のバージョン毎のフォルダ配下の「日本銀行金融ネットワークシステム用端末設定マニュアル<設定編>」のうち「TCP/IP の設定」以降を除いた手順により、端末装置の設定を行ってください（「TCP/IP の設定」以降の手順は、(2) イ. において設定します。）。

ロ. 日銀ネット端末として既に利用している端末装置

敷設済みの別のアクセス回線に接続して日銀ネットを利用している既存の端末装置を、今回敷設するアクセス回線に接続変更して利用する場合には、アクセス回線の敷設工事（C E ルータの設置）前までに実施していただく端末装置の準備作業はありません。アクセス回線の敷設工事完了後に (2) ロ. の手順により端末装置の設定を行ってください。

(2) アクセス回線の敷設工事（C E ルータの設置）完了後に実施する作業

イ. 新たに準備した端末装置

(1) による設定作業完了後に、「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」に収録されている Windows のバージョン毎のフォルダ配下の「日本銀行金融ネットワークシステム用端末設定マニュアル<設定編>」のうち「TCP/IP の設定」以降の手順により、端末装置の設定を行ってください。

—— 端末装置の設定には、「日本銀行金融ネットワークシステム用 I P アドレス通知」および「日銀ネット端末システムウイルス対策ソフト」も使用します。

ロ. 日銀ネット端末として既に利用している端末装置

敷設済みの別のアクセス回線に接続して日銀ネットを利用している既存の端末装置を、今回敷設するアクセス回線に接続変更して利用する場合には、「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」に収録されている Windows のバージョン毎のフォルダ配下の「日本銀行金融ネットワークシステム用端末設定マニュアル<設定編>」の「TCP/IP の設定」手順のうち「IP アドレスの設定」および「CE ルータとの接続」を行ってください。

—— IP アドレスの設定には、今回交付した「日本銀行金融ネットワークシステム用 IP アドレス通知」を使用します。

3. その他の準備作業等

(1) 貸与物品の動作確認（新たに端末認証装置の発行依頼をした場合）

アクセス回線の敷設にあわせて、新たに端末認証装置（端末認証装置（障害時用）を含む。以下同じ。）の発行を希望する場合には、利用開始日の10営業日以上前までに日本銀行に対して発行依頼を行う必要があります（発行手続き等については、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」（以下「利用細則」といいます。）第1編Ⅳ. 2. を参照してください。）。

日本銀行は、利用先から発行依頼を受付けた場合には、これにもとづき新たに端末認証装置、端末認証装置発行済通知および端末認証装置暗証番号等通知を交付します。

利用先は、受領後速やかに、端末認証装置等を発行依頼内容と一致していることを確認のうえ、以下の①、②を実施してください。動作確認で不具合が判明した場合には、速やかに後述の連絡先に連絡してください。

—— 動作確認については、敷設済の別のアクセス回線に接続している日銀ネット端末装置により確認が可能です。

① 端末認証装置の暗証番号（利用者P I N）変更

日本銀行から新たに貸与されたすべての端末認証装置について、PKIミドルウェア管理ツール^(注1)を利用して、暗証番号（利用者P I N）^(注2)の変更を行ってください。

(注1) PKIミドルウェア管理ツールによる端末認証装置の暗証番号（利用者P I N）変更手順は、「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」に収録されているWindowsのバージョン毎のフォルダ配下の「日本銀行金融ネットワークシステム用端末設定マニュアル<運用編>」を参照してください。

(注2) 暗証番号（利用者P I N）は、日本銀行から交付された「端末認証装置暗証番号等通知」に記載されています。

② 端末接続確認

日本銀行から新たに貸与されたすべての端末認証装置を使用して日銀ネットに端末接続^(注)ができることを確認してください。

(注) 端末接続の手順については、利用細則第3編を参照してください。

(連絡先)

日本銀行センター TEL 042-351-1127

(受付時間)

9:00 ~ 17:00 (日本銀行の営業日)

(2) 準備状況報告書の提出

1.、2. および3. (1)における作業等の状況について、別添「日銀ネット端末装置の準備状況報告書」に記入のうえ、アクセス回線の敷設日の午後5時までに電子メールによりセンターに提出してください。

—— 電子メールの送信については、貴行(庫・社)側の送信ルールにもとづきご対応ください。

—— なお、電子メールによる提出が難しい場合には、FAXによりセンターに提出してください。

なお、1.、2. および3. (1)の作業等に未了がある場合または端末装置の設置日が当該アクセス回線の敷設日と異なる場合には、準備完了の目途等を記入のうえ提出してください。また、全ての未了事項が完了した時点で、再度提出してください。

(提出先)

日本銀行センター 電子メール：post.issd12@boj.or.jp

FAX：042-359-7711

(3) ウイルス対策ソフト関連の初回更新

端末装置をアクセス回線に接続後、初めて使用する場合には、同装置にインストールしたウイルス対策ソフトのウイルス定義ファイルを最新のものに更新する必要があります。最新のウイルス定義ファイルに更新するため、「日銀ネット端末システム用セットアップ媒体」に収録されているWindowsのバージョン毎のフォルダ配下の「日本銀行金融ネットワークシステム用端末設定マニュアル<運用編>」の「ウイルス対策ソフトの「今すぐ更新」の実施」のうち「方法1」の手順を行ってください。

なお、2. (2)の実施以後、初めて端末装置を使用するまでの期間が長期間に亘る場合には、ウイルス定義ファイルの更新はアクセス回線速度に応じて相応の時間を要しますので留意してください。

4. 利用開始にあたっての留意事項

(1) ウイルス対策ソフト関連の定期更新

端末装置にインストールされているウイルス対策ソフトは、午後0時から午後3時30分までの間に、アクセス回線を通じて自動的にウイルス定義ファイルが更新されます。ウイルス定義ファイルの自動更新を行わない期間が長期間(約1か月間)に亘ると、次回の更新作業に長時間を要する場合がありますことが確認されています。したがって、常時、端末接続を行わない予備用の端末装置についても長期間空けずに端末装置のOSを起動した状態(日銀ネットとしてサインオンしない場合は、端末装置への「bojnet」等によるログオンは不要です。)にしておくことをお奨めします。

なお、手動によるウイルス定義ファイルの更新(今すぐ更新)およびすべてのハードディスクに対するウイルスチェックは、電文の送受信にかかる端末操作に支障が生じる場合があるため、本番業務を行っていない時間帯に実施してください。

(2) アクセス回線に関する留意事項

アクセス回線は、稼動状態を常時監視しています。したがって、通信関連装置(回線終端装置およびCEルータ)は原則として常時通電としてください。設備点検等によりやむを得ず電源を切る場合には、予め電気通信事業者に連絡してください。

また、アクセス回線および通信関連装置は、アクセス回線の利用廃止時に電気通信事業者に返却することとなりますので、それまでの間、厳格に管理してください。

(連絡先)

ソフトバンク オペレーションセンター
TEL 0088-25-0303 (フリーダイヤル)
03-5677-7550

(日銀ネット用アクセス回線の連絡である旨お伝えください。)

以 上